

# 令和2年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日時：令和2年7月28日（火）14時00分
2. 場所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室
3. 出席委員 11名  
会長 7番 縣次男  
副会長 1番 坂本成一  
  
委員 2番 竹内正敏  
3番 高田英  
4番 大野重利  
5番 江藤国子  
6番 式田信一  
8番 佐藤孝雄  
9番 佐藤一富  
10番 麻生秀昭  
11番 佐藤富雄
4. 欠席委員 なし
5. 議事参与が制限された委員数 0名

## 6. 議事日程

- (1) 出席確認
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事
  - ① 農地法第3条の許可取り消し願いについて
  - ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
  - ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
  - ⑤ 非農地証明の発行について
  - ⑥ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
  - ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）
  - ⑧ 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）
  - ⑨ その他
- (4) その他

## 7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主任 小原匡博、行政専門員 後藤義一

## 8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和2年 第7回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員

異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第12までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員

異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

#### ■日程 第1 「農地法第3条の許可取り消し願いについて」

(議案第1号 1件)

議長

日程第1 農地法第3条の許可取り消し願いについて、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第3条の許可取り消し願いについて、議案朗読説明。

議長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事で承して頂きたいと思います。

#### ■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第2～8号 7件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、7件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案2号からですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

申請地が受人の自宅の真裏ということで、周りを全部渡人が持っているんで受人が売ってほしいというお願いをしたようです。

宜しく審議をお願いします。

議長

議案2号につきまして、質疑があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

はい、受人がちょっと前に農地を購入して狭地直しをやっていたのですが、隣の田を持っていた渡人がついでに私のも買って欲しくないかということで話がまとまったらしいです。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案3号について、質問がある方お願い致します。

ご質問はないでしょうか。

(ありません。)

この議案3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案4号ですが、議席番号10番 麻生 秀昭委員さんから説明の方お願い致します。

10番 麻生 秀昭 委員

はい、それでは説明をします。

この庄内町長野字折丸という所はですね、先月説明をして承認をいただいた方のところですね、自宅のすぐ隣の土地です。

それで、この家が空き家バンクという形で売買となりましたので、それに付随した農地と承認されているこの農地もこのまま認めていただきたいなと思います。

よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案4号について、ご質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案5号ですが、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんから説明の方  
お願いします。

11番 佐藤 富雄 委員

それでは、5号議案の説明を致します。

場所は庄内の阿蘇野でございまして、渡人は地元の阿蘇野からお嫁に行かれており  
地元にはおりません。

これまで地域の集落営農組合が管理していたのですが、今回中山間が期間の切り替  
えになるので今後は管理できないということになり、たまたま地域の地域内でそばに  
います受人が田んぼを買われるということになりました。

申請地が県道から農道に入っていく入り口のところに位置しており、ここを通らな  
いと農道に入っていくという事で以前から受人が草刈り等やっていた場所です  
ので、こうした話がまとまったようでございます。

受人については、2年前まで市役所に出ていましたが今は農業の方に専従している  
ということで問題ないかなと思いますので、審議の方よろしく願いいたします。

議長

それでは、この議案5号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案5号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案6号ですが、私(議席番号7番 縣 次男委員)から説明いたし  
ます。

7番 縣 次男 委員

渡人は、そこに書いてますように福岡の方に住んでおりまして、耕作放棄地になり  
かけていたところを受人が、私に売らないかということで話がまとまったようです。

それで、受人は牛を数十匹も飼って頑張っている方でございます。

何も問題はないと思います。

議長

それでは、この議案6号について、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案6号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案7号と8号は受人が同一のため、議席番号3番 高田 英委員さんからまとめて説明をお願いいたします。

### 3番 高田 英 委員

議案7号の渡人と議案8号の渡人はご夫婦です。受人はお二人の長女の夫で養子縁組をされています。

受人は会社員ですが今まで農作業のお手伝いをしていたということでして、渡人が高齢になってきてちょっと楽をしたいということで農地の一括贈与をしたいと申請がありました。

当分の間、渡人が農作業をできるうちは一緒にやっていきたいと言っていました。

農機具についてはすべて譲り渡すということですので問題はないと思います。よろしくお願ひします。

### 議 長

それでは、この議案4号について、ご質問があればお願いします。

(11番 佐藤 富雄委員より挙手有り。)

佐藤富雄委員さんどうぞ。

### 11番 佐藤 富雄 委員

受人の経営面積が議案7号の申請面積と一緒になのはいいんですか？

それと議案7号と8号の経営面積が違うんですけど…。

### 事 務 局

すみません、7号と8号の経営面積が違うのは書き間違いです。

今回の渡人と受人は、農業上の世帯的には同一世帯となるので、土地名義はお義父さん持ちですが手伝いで一緒に耕作していたため、経営面積としては議案7号と8号の申請面積を合わせた面積が経営面積として入ります。

すみません、ちょっと書き間違っていました。

他にご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この7号と8号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

## ■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第9～10号 2件)

### 議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、2

件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

それでは議案9号について、議席番号10番 麻生 秀昭委員より説明をお願いします。

10番 麻生 秀昭 委員

9号は庄内町大龍字中ノ原というところで、地図の方は資料の1ページ、2ページです。

私もここは完全に道路だと思っていたんですけど、ずっと道路にしたまま申請をしていなかったということのようです。

資料2ページの申請地の隣とかは崖とかは法面のようなもので農地にできるかと言えば正直難しいような場所です。すでに相当な年数を経過しているんだろうと思っています。

最初に言ったように、当初から道路だろうと思っていたようなところだったので、申請通り始末書付きで認めるしかないかなと思います。よろしくお願いします。

議長

それでは、この議案9号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案10号ですが、私（議席番号7番 縣 次男委員）から説明致します。

7番 縣 次男 委員

この申請地ですが、申請者のお父さんの代に購入されたのですが、前の持ち主のころから荒らしていたそうで、その時点で砂とかを入れていたそうです。

それで、始末書がありますが面積的にはほんの小さなところですが、今更なのでやむを得ないかなと思っています。

申請者は他にも田を持ってまして、お父さんが作っていた田があと5反ぐらいあるんですが、それを今一生懸命になって頑張っているような若い人です。

審議よろしくをお願いします。

議長

それでは、この議案10号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める

委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第11～14号 4件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは、議案11号の案件につきまして、議席番号4番 大野 重利委員より説明をお願い致します。

4番 大野 重利 委員

それでは説明いたします。

挾間町古野の案件ですが、県道大分小挾間線から挾間別府線に100mほど入ったところに位置している1反5畝ぐらいの素晴らしい農地であります。

まあ3種農地ということもありまして、集合住宅を作るという申請になっております。審議の方よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案11号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案12号について、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願い致します。

9番 佐藤 一富 委員

会長、議案12号から14号まですぐ近くの案件なんでまとめて説明でいいですか。

議 長

そうですね、わかりました。

9番 佐藤 一富 委員

議案12号の宅地にしたいという申請ですが、日当たりの悪い山に囲まれた農地でもうやむを得ないのかなと思います。よろしくをお願いします。

それと、13号・14号ですが、これについては受人と地権者で当初から土地を使っていいという話はできていたのですが、登記に行きついていなかったということのようです。それで今回始末書付きでこのように上がってきたということですのでよろしくお願いします。

議 長

それでは、この議案12号から14号について、ご質問があればお願いします。質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、これらの案件 許可相当と認めます。

## ■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案第15～20号 6件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

では議案15号からですが、ご質問のある方よろしくお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案16号について、ご質問のある方よろしくお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案17号について、ご質問のある方よろしくお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の発行を決定致します。



続いて議案18号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。  
質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

続いて議案19号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

続いて議案20号について、ご質問のある方よろしくお願ひします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、非農地証明を發行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、非農地証明の發行を決定致します。

## ■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案第21～30号 10件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）10件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長

では議案21号からですが、これは継続の案件です。質問があればお願ひ致します。  
ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案21号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案22号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願ひ致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案２２号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案２３号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案２３号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案２４号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案２４号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案２５号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案２５号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案２６号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案２６号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案２７号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案２７号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案 28 号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 28 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案 29 号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 29 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続きまして議案 30 号ですが、これは新規の案件です。質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 30 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第 7 「農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）」

(議案第 31～32 号 2 件)

議 長

日程 第 7 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転） 2 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第 7 農用地利用集積計画の決定について（所有権移転）、議案朗読説明。

議 長

それではこの議案 31 号の案件、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 31 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

続いて議案 3 2 号の案件、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 3 2 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

## ■日程 第 8 「農用地利用集積計画の決定について（一括方式）」

(議案第 3 3 号 1 件)

議 長

日程 第 8 農用地利用集積計画の決定について（一括方式） 1 件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第 8 農用地利用集積計画の決定について（一括方式）、議案朗読説明。

議 長

それでは議案 3 3 号の案件、質問があればお願いいたします。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案 3 3 号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 承認致します。

以上で会議規則第 7 条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。